

2022年5月10日

JEITA 通商委員会

EU データ法案に対する JEITA 意見書

Japan Electronics and Information Technology Industries Association (JEITA) is Japan's leading digital association, with around 400 members from Japan and abroad. We are working not just with the digital sector but all sectors to realize "Society 5.0" as a society in which data drives innovation and innovation drives social advance.

JEITA welcomes this opportunity to comment on EU's proposed Data Act. We would appreciate the following comments being reflected in the final legislation.

1. 総論

当会は、データへのアクセス、共有及び利用を促進し、データ主導によるイノベーションを可能とする EU 共通の共通枠組みを整備しようとする欧州委員会の目的及び方向性を支持致します。

しかしながら、我々は、企業が所有するデータへのアクセス及び共有に関しては、知的財産権や企業秘密の保護の観点や企業によるデータ関連ビジネスへの投資意欲を損なうことや企業がビジネス展開を敬遠することでエンドユーザーが受ける不利益のないようにするため、強制的なアプローチとせず、企業のビジネスの自由を担保し、イノベーションを育む、自発的な任意契約をベースとするアプローチをとり、インセンティブによるデータシェアの促進を図るべきと考えます。

2. 各論

(1) 第 2 条 : 定義

- ・ 「データ」の定義は、「行為、事実、情報のデジタル表示及び当該行為、事実又は情報の編集物をいい、音声、映像又は音響映像記録の形式」まで広くカバーされている。このため、写真や映画など著作権と関連する創作物も対象とされる懸念があるため、これらは対象外であることを明確にすべきである。また、IoT 機器等のコネクテッド製品の部品やソフトウェアコンポーネントに依存する特有のデータは他の機器への移動は技術的に不可能であり、これらは対象外であることを明確にすべきである。
- ・ 法案の前文の説明（15）に、「オンラインサービスで使用するためのものなど、コンテンツの表示や再生を主目的とする製品、またはコンテンツの記録や伝送を主目的とする製品は、本規制の対象外とする」とあるが、第 2 条 2 項の「製品」の定義規定のみでは、上記製品が本規制の対象外であることが明らかでないため、前文(15)の上記説明を第 2 条 2 項の「製品」の定義に追記すべきである。また前文(15)では、本規制の対象から除外される製品として、パーソナルコンピュータ、サーバー、タブレットやスマートフォン、カメラ、ウェブカメラ、録音システム、テキストスキャナを例示しているが、「コンテンツの表示を主目的とする製品」であることが明らかな「テレビ」も規制対象外の製品の例に書き加えていただきたい。さらに、

前文(15)には、人間が入力することを前提とするような機器は対象ではない、との趣旨の記載があるが、そうであるならば、オフィスなどで多様に利用されているプリンタ類、コピーなどの複合機類、画像を投影する プロジェクタ類なども例として書き加えていただきたい。

- ・ データホルダーが廃棄するデータは対象外にして頂きたい。データ取得量が多い場合、取得した膨大なデータを保管・提供することは実務実態に照らして困難であり、データをエッジで取得した直後にエッジで加工し、不要なデータを削除することは多く行われている実務慣行である。また、生データ及びそれと切り離せないような状態で加工したデータが大量に生み出され廃棄される中で、知的所有権が含まれるために Data Act では対象外になっている加工データを切り離れた上で、「全ての」生データを提供することは現実的ではない。リアルタイムでのデータ送付も、量が多い場合には通信回線を圧迫するため現実的ではない。産業界の意見をヒアリング頂き、ビジネス実態に応じた適切なルール化をお願いしたい。
- ・ Data Act が対象とする契約及びデータについて、Data Act 発効前に生じたり取得したりしたデータおよび、締結した契約について対象外であることを明確にすべきである。発効日以前のデータや契約に遡及して対応することは企業に過度な負担を強いることになる。

(2) 第3条：コネクテッド製品又は関連サービスの利用により生成されたデータへのアクセスに関する義務

- ・ 第3条1項では、製品又は関連サービスの提供者は、当該製品又はサービスの利用から生成されるデータが、デフォルトで、容易に、安全に、また関連性があり適切な場合には、そのユーザー（消費者又はユーザー企業）が直接そのデータにアクセスできるように、製品およびサービスを設計する義務が課せられるとあります。この場合、個人情報が含まれない機器ログ等のデータへの直接アクセスが可能になると、セキュリティ上の重大な懸念が生じることが想定されます。よって、製品セキュリティを確保するために、本法案が対象とする「非個人データ」は、セキュリティ上のリスクを詳細に分析した上で限定的に定義されるべきです。また、ユーザーが直接データにアクセスできるための条件として、セキュリティ面での安全性も考慮されるべきであると考えます。
- ・ また、第3条1項で述べられている「直接」が示す内容が明確ではありません。例えば、Web サイトやコネクテッド製品にユーザーがアクセスすることで即座にデータを入手できるようにしておくことを求めているのか、またはユーザーからの開示請求を受けたのちにデータを開示することもデータへの「直接的なアクセス」として認められるのか不明です。データへのアクセスには様々な方法が認められてしかるべきであり、「直接」が示す内容を明確化するとともにユーザーからの開示請求を受けたのちにデータを開示することも「直接的なアクセス」として認められるべきと考えます。
- ・ コネクテッド製品で生成・利用するデータは、複数の製品のデータ利用が前提であり、勿論他社製品との連携が必須となるが、その場合にどの製品がどのデータを生成・利用しているかを線引きすることは実務上難しいのではないかと考えます。それに伴い、ユーザーにとっても、どのサービス提供者に申し立てれば保有データに関して対応してもらえるのか不明瞭となるのが懸念されます。

- ・ 第 3 条 2 項で規定される「一定の情報が明確かつ理解しやすい形式でユーザーに提供」する内容に含まれる、(a)生成される可能性のあるデータの性質及び量及び(b)データが継続的かつリアルタイムに生成される可能性、について契約締結前に整理して情報提供することは難しく、運用開始後に異なった取り扱いがなされるリスクを懸念します。
- ・ いかなるデータを、機器のどの部分で、どのように、いつ取得するかは、企業秘密である。いかなる企業も企業秘密の開示を強制されることはあり得ず、開示強制の対象となるデータは、ユーザーが意図的に記録したものに限定されるべきである。また、データホルダーが負う負担の程度からして、本条の義務が永続したり、ユーザーに対して無償となることも許容できない。

(3) 第 4 条：製品又は関連サービスの利用で生成されるデータへのアクセス・利用に関するユーザー権利

- ・ “ユーザーが製品から直接データにアクセスできない場合、データホルダーは、ユーザーに対し、製品または関連サービスの使用によって生じたデータを不当な遅延なく、無償で、場合によっては継続的に、リアルタイムで提供する” ことは、リアルタイム性や提供に必要なコストとして算出し、少なくとも有償にすべきである。
- ・ また、自社の企業秘密の保持のために、製品のユーザーに対して対等な立場で合意を取得しなければならないことは企業にとって大きな負担と考える。企業秘密は企業の情報資産であり、ユーザーから取得するデータとは切り離すべきと考えます。

(4) 第 5 条：ユーザーが第三者にデータを共有する権利

- ・ 本条ではユーザーから要求があれば、データ保有者は遅延なく、第三者が継続的、かつリアルタイムでデータを利用できるようにすることを求めています。また対象データには、個人データだけでなく非個人データも含まれている。これらはユーザーのデータポータビリティの権利を認めるという点では優れているものの、実際にはデータ保有者が技術的に対応可能か否かが問題となります。GDPR はデータポータビリティの権利を「技術的に可能な場合」に限定しており、本法案は GDPR と比較するとより制限の強いものとなっている。本法案でも「技術的に可能であること」を条件に加えることが適当であると考えます。

(5) 第 3 章：データ利活用のために法的に義務付けられたデータホルダーの義務

- ・ コネクテッド製品や関連サービスから生成されるデータへのアクセスや共有を容易にし、EU のイノベーションを促進するという欧州委員会の目的や方向性は支持いたします。

しかし、企業間のデータ共有の促進には、知的財産や企業秘密の開示によるリスクもあるため、強制的なアプローチをとらず、自発的な企業間の任意契約で進められるべきと考えます。これには、欧州委員会が起草することになっている拘束力のないモデル契約条項も有益であると考えます。また、産業界のベスト

プラクティスも考慮し、企業が自発的にデータを共有するための支援やインセンティブを提供すべきであると考えます。

- ・ 同一企業グループ内のデータ取引を第三者とのデータ取引と同一に扱うべきではない。同一企業グループ内で連携して1つの事業を行うことも少なくないため、同一企業グループ内の取引にまで、企業間取引にかかる Data Act の義務、特に FRAND 義務、が適用されることは事業上の懸念が大きい。グループ 会社にデータを渡した場合、同じカテゴリーに属する他企業へのデータシェアを非差別的な条件とすべきではないと考えます。
- ・ また、データ法案を含む、企業間におけるデータ共有を促進する欧州委員会の法的枠組みに関する提案は、2020 年 2 月に公表された「欧州データ戦略」の中核的な目的の一つとなっておりますが、EU の反トラスト法の観点から、競争上重要な情報の交換、特に競合他社間の交換は、重大な反トラスト違反となる懸念があります。

データの利活用の促進と法的確実性を確保するために、本データ法に基づいて製品及び関連サービスの利用から生成されるデータを保有する企業が反トラスト法の適用を受けずに、他の企業とデータ共有できるような措置を検討すべきであると考えます。

(6) 第 6 条 : ユーザーの要請によりデータを受け取る第三者の義務

- ・ データが必要なくなった時点で、自社製品から削除することはできるだろうが、連携している他社製品に関しても対応することは難しいと考えます
- ・ 自社製品の機能向上と、“競合企業を意識した”製品開発の違いは見極められないのではないかと。そうすると、自社の製品の機能向上のために利用することも出来なくなるため、データ分析を前提とした製品開発や機能向上ができなくなってしまうことが懸念されます。

(7) 第 8 条 : データホルダーがデータ受領者にデータを提供する場合

- ・ 本条ではデータホルダーがデータ受領者にデータを利用可能とする際、異なる受領者の間で差別を行わないことを求めています。差別がない状態の要件が不明なため「存在しない(discrimination)」ことを証明することは困難であると考えます。「差別が存在しない」とはどのような状態を指すのか具体的に示し、データホルダーが遵守すべき要件を明確にすべきと考えます。

(8) 第 13 条 : 零細・中小企業に対する一方的な不当な契約条件

- ・ データの効能、データを利用することにより得られる成果については、予測不可能な側面がある。データ提供者の立場から責任制限を設ける点について、不公平とみなすべきではない。

(9) 第 14 条：例外的な必要性も基づく（公的機関の）データ利用を可能にする義務

- ・ 本条では、「例外的な必要性」に基づく要求により、企業は公的機関へ強制的なデータ共有が義務付けられているが、データ共有は、自発的なパートナーシップに基づき行われるべきであると考えます。

企業が保有するデータは、投資やイノベーションの産物であり、知的財産権上の懸念だけでなく、セキュリティやプライバシー上の懸念も生じることから、強制的なスキームの導入は、寧ろ官民協力を抑制する可能性があると考えます。公的機関は、強制的なスキームの導入の代わりに、企業の共有データの法的、技術的な保護や企業の自発的なデータ共有に与えるインセンティブの検討を行うべきであると考えます。

- ・ 欧州委員会は、EU 共通の「例外的な必要性（緊急事態）」の明確かつ包括的なリストの作成やガイダンスなどで明確にすべきと考えます。仮に強制的なスキームを導入する場合には、「例外的な必要性」に基づくデータ共有の要求がいつ生じるのかを決めることができるのは公的機関であり、このような一方的な判断は、企業に法的な不確実性をもたらす可能性があると考えます。また、例外的必要性が生じたときに、SME が除外されるべき理由が曖昧であることも懸念します。

(10) 第 24 条：データ処理サービスを提供するプロバイダーの切り替えに関する契約条項

- ・ 本条ではデータ処理サービスのプロバイダー間の乗り換えに関する条件を定めており、顧客があるデータ処理サービスから他のデータ処理サービスへの移行を求めた場合に機能やサービスの「完全な継続性（full continuity）」を確保するように求めています。データ処理サービスごとに付加サービスを提供している場合など仕様が異なる部分もあり、「完全な継続性」を確保することは困難である場合があると考えます。第 23、26、29 条と合わせて「機能的同等性（functional equivalence）」とすべきと考えます。

(11) 第 15 条：例外的な必要性に基づくデータ所有者の義務

- ・ (c)は、法で定める公務においてデータ利用に障害があれば、本章が適用できると読める。(a)(b)で定められる公共危機以外の場面では、データを強制徴収する緊急性も公益性もないため、国や公共団体は、各企業と利用契約を締結するべきである。

(12) 第 20 条：例外的な必要性がある場合の補償

- ・ 第 15 条 (a)及び(b)に関して、企業努力により生じたデータを無償で利用したり、工数見合いで支払おうとすることは、データ創出のインセンティブを減退させる。国や公共団体も、市場価格を支払うべきである。

(13) 第 21 条：公共機関等の義務

- ・ データ保有者が提供した際の利用目的から離れる一切の利用を追加的に行う際には、改めての協議、もしくは少なくとも相当な追加対価を支払うべきである。

(14) 第 27 条：国際的なアクセス及び移転

- ・ 第 27 条 1 項の規定は非個人データの越境移転全般を規制する条項のように条文上は読めてしまうため、第三国の法執行機関等からの国際協定に基づかないデータ移転要求に応じた無制限なデータ移転を防止するための条項であることを条文上で明確化するべきである。
- ・ 第三国政府によるデータへのアクセス（ガバメント・アクセス）への懸念については、クラウドやエッジ等のデータ処理サービスプロバイダーに対処義務を課すのではなく、OECD 等の多国間政府協議の場で国際な基準やルールに沿った対応を検討すべきであると考えます。

(15) 第 35 条：特定のデータを含めデータベース

本条では、「データベース保護指令（Directive 96/9/EC）」の第 7 条に定める sui generis 権は、コネクテッド製品又は関連サービスの使用から得られた又は発生したデータを含むデータベースには適用されないことが規定されており、企業がデータの入手、確認表示について量的、質的に実質的な投資をしたデータベースとコネクテッド製品や関連サービスの使用に由来するデータが含まれる混合データベースは、もはや保護されないと解釈される。本条により、企業のデータ収集及び共有の意欲を損なうことにもなりかねないため、sui generis 権の保護対象をより明確にすべきであると考えます。

以上